

経営
あの手この手

keiei anotekonote
 コロナ禍による産業構造の変化への対応

「テレワーク」の導入時の 心構えとセキュリティ管理

コロナ禍による産業構造の変化は顕著に表れており、その中の一つとして中小企業等に於いてもテレワークによる時間・場所にとらわれない就労・作業形態が今後いっそう普及していくものと思われます。しかし、新就労形態のテレワークはいくつかの課題も抱えており、特に情報セキュリティへの取り組みがポイントとなっております。



テレワークを行う上での 中小企業等の経営者の

心構え 5箇条



テレワークを実施する企業が増加する中、企業情報に対して、サイバー攻撃、フィッシングメールや不正アプリ、フェイクニュースなどが増加しており、サイバーセキュリティ対策の必要性が高まっています。そこで、経済産業省等では、経営者に対しテレワークを実施する上で、意識しなくてはならない心構え5箇条を提唱しております。

1 社内での決まりを作って、 ルールを守らせましょう。

- テレワーク可能な業務、社内でのみ取り扱える業務の仕分けを行う責任者を決めましょう。
- 持ち帰ったデータは整理し、不要になったデータは削除しましょう。
- 社員が守るべき、守ることができる実効力のあるルールを明確にしましょう。

2 責任者を決めて、技術 情報を確認させましょう。

- システム責任者を決め、必要な裁量、権限を与えましょう。
- 技術情報を収集させ、技術的に問題がないか確認させましょう。
- 自宅PCを使う場合は、導入・制限するソフトウェアを確認しましょう。

3 「社内ではない」という意識に切り替えましょう。

- 社内システムという城壁に守られた世界の外での業務を行う際の注意事項を確認しましょう。
- 持ち帰ったファイルや書類を整理し、離席時のデスクの上をクリアにすることを意識しましょう。
- 「社内でない」という意識を持ち、家族・他人の目にも注意しましょう。

4 積極的に コミュニケーション をとりましょう。

- 他の社員の目がないからこそコミュニケーションをとってお互いに注意喚起しましょう。
- 電話、Web会議、チャット等を上手く活用し、意識を切り替える良いキッカケになる会話をしましょう。
- 何かあったときに迅速に対処できるよう、連絡方法を確認しておきましょう。

5 人材を確保・育成しましょう。

- 人材がBCP(事業継続計画)の要、自社に必要なスキルを持ったコアになる人材を育てましょう。
- 働き方改革を推進するマネジメント人材を育てましょう。

テレワークで全社員が
常に意識しなくては
ならないポイント!!

「社内ではない」
「安全な環境ではない」
「会社の秘密情報がここにある」



テレワーク時における情報セキュリティ対策の重要性

テレワークの実施とは、自社にとって大変重要で価値ある技術・営業・顧客等の情報などを社外に持ち出す、或いは、社外で処理をするということであり、もし、それらを紛失、漏洩等した場合には、自社経営にとって多大なる損害・損失をもたらすことが考えられます。最悪の場合には事業存続にとって甚大なる影響を及ぼすことになるかもしれません。そこで、経営者がテレワークの実施時に情報セキュリティ対策等を怠った場合に被る重大なる不利益の発生を認識しておく必要があるのではないのでしょうか。



1 情報セキュリティ対策を怠ることで企業が被る不利益



1 金銭の損失

取引先などから預かった機密情報や個人情報などを万漏洩させてしまった場合は、取引先などから損害賠償請求を受ける場合があります。



2 顧客の喪失

情報に関する事故を発生させることで管理責任が問われるだけでなく、社会的評価は著しく低下します。また、再発防止に努めたとしても一度低下した社会的信用の回復には相当の時間を要するため、事業の存続が困難になる場合もあります。



3 業務の停滞

事故が発生すると、原因調査や被害の拡大防止のため運用中の業務システムを停止したり、インターネット接続を遮断しなければならないことがあります。その結果、メール等が使用できなくなるなど業務が停滞し、営業機会の損失や納期遅れなどが生じ、事業への大きな影響が出て来ることを覚悟しなければなりません。

2 経営者などに問われる法的責任



① 企業が個人情報やマイナンバーの法的な管理義務を有する情報等を適切に管理していなかった場合などは、刑事罰が科される恐れがあります。



② 民法上の不法行為とみなされた場合には、経営者が個人として損害賠償責任を負う場合もあります。

情報管理が不適切な場合の処罰

法令

処罰

- 個人情報保護法 ● 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金など。
- マイナンバー法 ● 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科など。
- 不正競争防止法 ● 利益を侵害した者は損害を賠償する責任など。
- 金融商品取引法 ● 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科など。
- 民法 ● 故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

テレワークという新たな就労・作業形態がますます拡がりをみせると予測される中、中小企業等の経営者にとっては、新時代の到来に向けた新たなマネジメント力が求められてきます。まずは、テレワークに対処する「ルール」づくりを経営幹部、従業員の方々と進めてみては如何でしょうか。